

「石油ガス税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定用途免税移入明細書の作成)</u></p> <p><u>第36条の2</u> 法第12条《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税》第1項の規定を適用する場合における令第8条《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税の手続等》第1項に規定する書類（以下「特定用途免税移入明細書」という。）の作成については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを移入した者が同一である場合</u> 当該課税石油ガスが移入場所に搬入されたことを帳簿又は伝票等により確認して作成する。</p> <p>(2) <u>前号以外の場合</u> 令第8条第1項第2号に規定する移入されたこと等を証する書類（以下「特定用途免税移入証明書」という。）に基づき作成することとなるのであるが、当該特定用途免税移入証明書は、特定用途免税に係る課税石油ガスである旨の記載のある商取引上の物品受領書等（当該課税石油ガスの移入数量が移出数量と異なる場合は、その増減数量及び増減の生じた理由を記載したものに限る。第37条の2において同じ。）であって移入者が証明したものでも差し支えないものとする。</p> <p><u>(特定用途免税移入明細書の提出期限の延長)</u></p> <p><u>第37条</u> 法第12条《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税》第3項において準用する法第11条《輸出免税》第3項の規定による特定用途免税移入明細書等の提出期限の延長については、第34条《輸出証明書の提出期</p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(特定用途免税移出の移入証明書の提出期限の延長)</u></p> <p><u>第37条</u> 法第12条《移出にかかる課税石油ガスの特定用途免税》第3項の規定による移入証明書等の提出期限の延長については、第34条《輸出証明書の提出期限の延長》の規定を準用するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>限の延長》の規定を準用するものとする。</p> <p><u>(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例)</u></p> <p><u>第 37 条の 2 法第 12 条の 2 《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例》第 1 項の規定の適用を受けようとする者は、令第 9 条の 2 《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例》第 1 項に規定する方法により当該課税石油ガスが当該場所に移入されたことについての明細（以下この条において「移出入の明細」という。）を明らかにしなければならないのであるが、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によっているときは、移出入の明細が明らかにされているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>なお、法第 12 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合であっても、納税申告書に当該課税石油ガスの移出に関する明細書を添付する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを移入した者が同一である場合 特定用途免税に係る課税石油ガスである旨の記載をした納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ移入場所及び移出場所において保存する方法。</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 当該課税石油ガスの移出の事実を令第 21 条《記帳義務》に定めるところにより明らかにし、特定用途免税移入証明書を保存する方法。</u></p> <p><u>2 法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「当該課税石油ガスが継続して移入される場所」とは、承認申請に係る充てん場から移出される特定用途免税に係る課税石油ガスを、おおむね月 1 回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>3 法第12条の2第1項第2号に規定する税務署長の承認は、当該充てん場から移出する当該課税石油ガスの移入場所ごとに与えるのであるから留意する。</u></p> <p><u>4 法第12条の2第2項に規定する「同項に規定する課税石油ガスを継続して移入する場所」とは、移出した特定用途免税に係る課税石油ガスをおおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u> <u>なお、当該場所が移出した特定用途免税に係る課税石油ガスを2以上の充てん場から移入する場所である場合には、当該2以上の充てん場からの移入を併せて「おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所」に該当するかどうかの判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>5 当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを移入した者が同一である場合であって、第1項第1号に定める方法によっているときは、法第12条第4項に規定する書類（以下「特定用途免税移入届出書」という。）の提出を省略させても差し支えない。この場合、当該課税石油ガスの移入者に対しては、当該移入場所について法第23条第1項《開廃等の申告》に規定する申告書を提出させるとともに、これに免税移入しようとする課税石油ガスの種類、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</u></p> <p><u>6 法第12条の2第3項に規定する「石油ガス税の保全上不相当と認められる事情があるとき」とは、次の場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>申請者が現に石油ガス税を滞納している場合又は滞納のおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>申請者が法に違反したことにより告発された場合又は通告処分を受けて履行していない場合</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(3) <u>申請者が法に違反し、法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑に処された日又は通告の旨を履行した日から1年を経過しない者である場合</u></p> <p>(4) <u>申請者が申請の日前1年以内において石油ガス税に係る期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けている場合で、その内容が特に悪質と認められるとき</u></p> <p>(5) <u>法第12条の2第1項第2号に係る承認の申請で、申請の日前1年以内において、当該充てん場から申請に係る移入場所に移出した課税石油ガスについての特定用途免税移入明細書が、納税申告書の提出期限内に提出されなかったことがある場合</u></p> <p>(6) <u>法第12条の2第2項に係る承認の申請で、申請の日前1年以内において、当該移入場所に移入した課税石油ガスに係る特定用途免税移入届出書が、期限内に提出されなかったことがある場合</u></p> <p>(7) <u>帳簿の備付け、記帳及び保存の状況等からみて、石油ガス税の保全上不適当と認められる場合</u></p> <p>6 <u>法第12条の2第4項に規定する「石油ガス税の保全上不適当と認められる事情が生じたとき」については、次のとおり取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>法第12条の2第1項第2号に規定する税務署長の承認を受けている移入場所について、前項（第5号を除く。）に掲げる処分を受け又はその事情が生じたときは、その承認を受けた移入場所の一部又は全部について、その承認を取り消すことができる。</u></p> <p>(2) <u>法第12条の2第2項に規定する税務署長の承認を受けた移入場所について、前項（第6号を除く。）に掲げる処分を受け又はその事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(特定用途免税引取りの移入証明書の提出期限)</p> <p>第39条 法第13条《引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税》第2項の規定による証明書の提出期限は、原則として、承認の日の翌日から起算して1月とする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(特定用途免税引取りの移入証明書の提出期限)</p> <p>第39条 法第13条《引取りにかかる課税石油ガスの特定用途免税》第2項の規定による移入証明書の提出期限は、原則として、承認の日の翌日から起算して1月とする。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>(石油ガスの充てん場又は保税地域における特定用途免税の取扱い)</p> <p>第42条 法第12条《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税》第1項又は法第13条《引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税》第1項の規定の適用を受けた課税石油ガスを、石油ガスの充てん場又は保税地域に移入し、その石油ガスの充てん場又は保税地域において所定の特定用途に供する場合には、法第5条《移出又は引取り等とみなす場合》第1項本文又は同条第2項の規定を適用しないことに取り扱うものとする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(石油ガスの充てん場または保税地域における特定用途免税の取扱い)</p> <p>第42条 法第12条《移出にかかる課税石油ガスの特定用途免税》第1項または法第13条《引取りにかかる課税石油ガスの特定用途免税》第1項の規定の適用をうけた課税石油ガスを、石油ガスの充てん場または保税地域に移入し、その石油ガスの充てん場または保税地域において所定の特定用途に供する場合には、法第5条《移出または引取り等とみなす場合》第1項本文または同条第2項の規定を適用しないことに取り扱うものとする。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>(直ちに徴収する場合の法定納期限および延滞税の起算日)</p> <p>第44条 法第13条《引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税》第5項の規定により直ちに石油ガス税を徴収する場合の法定納期限は、移入証明書の提出期限の翌日となり、延滞税の計算はその法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p>	<p>(直ちに徴収する場合の法定納期限および延滞税の起算日)</p> <p>第44条 法第13条《引取りにかかる課税石油ガスの特定用途免税》第5項の規定により直ちに石油ガス税を徴収する場合の法定納期限は、移入証明書の提出期限の翌日となり、延滞税の計算はその法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</p>
<p>(開廃等の申告事項)</p> <p>第63条 令第20条《開廃等の申告》第1項第4号に規定する「充填設備」には、石油ガスの比重等を測定する器具を含むものとする。</p>	<p>(開廃等の申告事項)</p> <p>第63条 令第20条《開廃等の申告》第1項第4号に規定する「充てん設備」には、石油ガスの比重等を測定する器具を含むものとする。</p>